

平成30年第3回宮崎市議会（6月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	16	件
報告	15	件
合計	31	件

2 内訳

(1) 議案（16件）

- ① 平成30年度補正予算案（4件） ⇒ 議案第82号～議案第85号
- ② 工事請負契約の締結（1件） ⇒ 議案第86号
- ③ 議決事項の一部変更（1件） ⇒ 議案第87号
- ④ 工事委託契約の締結（1件） ⇒ 議案第88号
- ⑤ 財産の無償譲渡（1件） ⇒ 議案第89号
- ⑥ 財産の取得（1件） ⇒ 議案第90号
- ⑦ 字の区域の変更（1件） ⇒ 議案第91号
- ⑧ 和解及び損害賠償の額を定めること（1件） ⇒ 議案第92号
- ⑨ 条例案（5件） ⇒ 議案第93号～議案第97号

(2) 報告（15件）

- ① 平成29年度繰越計算書（7件） ⇒ 報告第12号～報告第18号
- ② 経営状況の報告（1件） ⇒ 報告第19号
- ③ 専決処分の報告（7件） ⇒ 報告第20号～報告第26号
 - ・ 議決事項の一部変更（2件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（5件）

3 議案の概要

平成30年度補正予算案（4件）

《一般会計》

議案第82号 平成30年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）案

議案第83号 平成30年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第1号）案

議案第84号 平成30年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案

議案第85号 平成30年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「平成30年度宮崎市予算案（肉付け）のポイント」「平成30年度予算案（肉付け）の概要」「平成30年度6月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

生目の杜運動公園陸上競技場改修工事（3工区舗装工）

◇工事概要

- 1 工事内容 アスファルト舗装（上部基層） $A=9,298\text{m}^2$
フルウレタン舗装（ $t=13\text{mm}$ ） $A=5,082\text{m}^2$
フルウレタン舗装（ $t=15\text{mm}$ ） $A=1,666\text{m}^2$
フルウレタン舗装（ $t=18\text{mm}$ ） $A=1,054\text{m}^2$
フルウレタン舗装（ $t=10\text{mm}$ ） $A=61\text{m}^2$
ゴムチップ舗装 $A=1,751\text{m}^2$
レーンマーキング $N=1$ 式
ウレタン端部処理 $L=1,223.0\text{m}$
標識タイル設置 $N=1$ 式
- 2 工事場所 宮崎市大字跡江
- 3 完成期限 平成30年11月30日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

302,994,000円

◇契約の相手方

奥アンツーカ・鈴木産業・伸洋土木特定建設工事共同企業体

議案第87号 「工事請負契約の締結について（平成29年度昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工4工区）」の議決事項の一部変更について

【契約課（市街地整備課）】

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 250,236,000円」を
「3 契約の金額 294,369,382円」に変更する。
(44,133,382円の増額)

◇変更理由

・インフレスライド条項の規定に基づく変更について

公共工事設計労務単価の引上げ及び国・県におけるインフレスライド条項適用の取扱いに準じ、宮崎市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更する必要が生じたため。

・締切鋼矢板内の河川水・土砂流入対策について

橋脚築造に伴い、鋼矢板を岩盤内に定着させ、鋼矢板締め切り後に土砂等の掘削を行ったが、一部鋼矢板と岩盤の定着部分が緩んだことにより、河川水や土砂が流入してきたため、緩んだ部分を固めるための薬液注入を行い、水や土砂の流入を止める必要が生じたため。

・軟弱地盤に対する地盤改良について

工事着手前の地質調査結果に基づき掘削を行っていたところ、基礎地盤の一部に軟弱な地盤が確認されたため、部分的な地盤改良を行う必要が生じた。また、軟弱な地盤に接する鋼矢板が不安定であったことから鋼矢板の補強を行う必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成29年9月定例会 議案第126号）

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 工事名 | 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工4工区） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 250,236,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大淀・森都・中馬特定建設工事共同企業体 |

◇提案理由

工事委託契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

昭和通線（小戸之橋）整備事業に伴う左岸側橋台（A1橋台）新築工事

◇工事概要

- 1 工事内容 橋梁下部工（A1橋台）N=1基
逆T式橋台（フーチングH=1.9m・躯体H=11.8m）
場所打杭基礎 N=18本・L=7m
旧橋台撤去工 V=144.3m³
- 2 工事場所 宮崎市出来島町309番2地先
- 3 完成期限 平成31年3月29日

◇契約の方法

随意契約

◇契約の金額

171,767,520円

◇契約の相手方

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
契約担当官
九州地方整備局長 増田 博行

◇提案理由

宮崎市青島児童センターを青島3区自治会、青島4区自治会及び青島7区自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出するもの。

◇譲渡する財産

建物（土地は無償貸与）

◇譲渡の時期

平成31年3月1日

◇建物の概要及び譲渡する相手方

名称	宮崎市青島児童センター
所在地	宮崎市青島4丁目9番17号
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造1階建 328.22㎡
譲渡の相手方	青島3区自治会、青島4区自治会、青島7区自治会

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 小型動力ポンプ付水槽車1台（北消防署）

◇主な仕様

- 1 シャシ 最新年度消防検定合格シャシ
- 2 乗車定員 3名
- 3 エンジン 消防用ディーゼルエンジン水冷式
- 4 駆動方式 2輪駆動

◇契約の方法 指名競争入札

◇契約の金額 41,796,000円

◇契約の相手方 中村消防防災株式会社

◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日換地計画決定に係る土地改良事業（県営経営体育成基盤整備事業第 2 内山地区 5 換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	現行	変更後
1	「宮崎市高岡町浦之名字山田の一部」ほか	「宮崎市高岡町浦之名字法花免」
2	「宮崎市高岡町浦之名字法花免の一部」ほか	「宮崎市高岡町浦之名字山田」

◇施行日

土地改良事業（県営経営体育成基盤整備事業第 2 内山地区 5 換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

◇提案理由

交通事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、本案を提出するもの。

◇主な内容

《事故の概要》 本示談外の株式会社の普通自動車に市の軽自動車が追突し、当該普通自動車に同乗していた相手方の人身傷害が生じたもの。

《事故発生日》 平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

《事故の場所》 宮崎市出来島町 3 5 0 番地 9 先道路上

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 1, 7 1 4, 2 9 2 円（市が相手方に対して）
 （市は、当該賠償額から既に相手方の治療費等として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われた災害共済金 1, 2 8 1, 9 4 0 円を控除した額金 4 3 2, 3 5 2 円を相手方に支払う。）

《過失の割合》 市 1 0 0 %

議案第93号から議案第97号まで 条例案（5件）

議案第93号 宮崎市税条例等の一部改正について

【納税管理課】

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 個人住民税における個人所得課税の見直し（第25条、第34条の2、第34条の6、附則第5条）

平成33年度課税分から給与所得控除及び公的年金等控除が引き下げられ、基礎控除が引き上げられることに伴い、住民税の非課税基準等の所得要件等の見直しを行う。

2 市たばこ税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の変更（第94条、第95条の2、第96条～第98条、第100条、附則第4条）

- (1) 段階的に1本当たり0.43円ずつ引き上げる。（最終的に、平成33年10月1日までに1本当たり1.29円引き上げる。）
- (2) 喫煙用の製造たばこの区分として新たに「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法を「重量」と「価格」を用いる方法とする。

3 固定資産税における課税標準の特例措置の創設等（附則第10条の2）

固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準の特例割合を市町村の条例で定めることとなったため、その割合を定める。

- (1) 中小企業の一定の設備投資に係る課税標準の特例措置の創設
- (2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長
- (3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

◇施行期日

公布の日（一部については、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日、生産性向上特別措置法の施行の日、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行。経過措置の規定あり。）

議案第94号 宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 放課後児童支援員の資格要件の拡大（第10条）

放課後児童支援員の資格要件について、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を新設する。

◇施行期日

公布の日

議案第95号 宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について 【建築指導課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画薫る坂地区地区計画の決定に伴い、同地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

◇主な内容

1 次の区域を「地区整備計画区域」に加える。

名称	区域
薫る坂地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮崎広域都市計画薫る坂地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2 薫る坂地区地区整備計画区域の「建築物の用途の制限」等については、次のとおりとする。

建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げる住宅(長屋を除く。次号において同じ。) (2) 建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げる兼用住宅 (3) 前2号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるもの(一定面積以上の自動車車庫等)を除く。)
容積率の最高限度	80%
建蔽率の最高限度	50%
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の限度は、1mとする。ただし、敷地境界線からの壁面の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であるもの
建築物の高さの最高限度	10m

◇施行期日

公布の日

議案第96号 宮崎市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について 【建築住宅課】

◇提案理由

分掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

都市整備部が所管していた宮崎市特定空家等対策審議会の庶務を建設部へ移管する。(第10条)

◇施行期日

公布の日

議案第97号 宮崎市消防団員の任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について 【消防局 総務課】

◇提案理由

本市職員の旅費の取扱いに準じ、消防団員の費用弁償についての改正を行うため。

◇主な内容

鉄道賃の等級区分を廃止する。(別表第2)

◇施行期日

公布の日

4 報告の概要

報告第12号 平成29年度宮崎市継続費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額	支出済額及び支出見込額	翌年度繰越額
一般会計	宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新築事業	574,000,000	294,000,000	65,869,707	228,130,293
	(仮称)清武地区公立公民館建設事業	550,000,000	220,000,000	189,189,000	30,811,000
合計		1,124,000,000	514,000,000	255,058,707	258,941,293

報告第13号 平成29年度宮崎市繰越明許費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	主な事業名	繰越明許予算額(事業数)	翌年度繰越額(事業数)
一般会計	昭和通線(小戸之橋架替え)整備事業 道路新設改良事業 東部第二土地区画整理事業	5,375,463,000 (46事業)	4,090,101,445 (43事業)
公営住宅建設資金特別会計	公営住宅ストック総合改善事業 恒久地区団地建替事業	25,730,000 (2事業)	1,365,696 (1事業)
合計		5,401,193,000 (48事業)	4,091,467,141 (44事業)

報告第14号 平成29年度宮崎市水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款/項	事業名	継続費 の総額	平成29年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込) 額	翌年度 繰越繰越額
1水道事業資本的支出 1建設改良費	下北方浄水場 新系浄水施設 整備事業	6,000,000,000	1,324,905,000	510,527,000	814,378,000
	富吉水源地電 気設備更新事 業	430,000,000	88,000,000	43,641,000	44,359,000
合計		6,430,000,000	1,412,905,000	554,168,000	858,737,000

報告第15号 平成29年度宮崎市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款/項	事業名	継続費 の総額	平成29年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込) 額	翌年度 繰越繰越額
1下水道事業資本的支出 1建設改良費	佐土原浄化センタ ー水処理施設(4 池)機械・電気設備 等整備事業	675,780,000	655,780,000	374,108,400	281,671,600
合計		675,780,000	655,780,000	374,108,400	281,671,600

報告第16号 平成29年度宮崎市水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による「営業費用及び建設改良費の事故繰越し」について、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用及び建設改良費の事故繰越額
(単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業費用 1 営業費用	正手小山線配水管移設工事（下水道関連）	894,167	0	894,167
1 水道事業資本的支出 1 建設改良費		4,441,033	3,201,000	1,240,033
合計		5,335,200	3,201,000	2,134,200

報告第17号 平成29年度宮崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による「建設改良費の繰越し」について、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額
(単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業資本的支出 1 建設改良費	清武汚水幹線（29-15工区）下水道管布設工事外39件	1,473,724,330	531,456,480	942,267,850

報告第18号 平成29年度宮崎市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による「建設改良費の繰越し」について、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款/項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 農業集落排水事業 資本的支出 1 建設改良費	圧送管着水マン ホール改築工事 (29-1)	14,288,400	5,700,000	8,588,400

報告第19号 宮崎市土地開発公社の経営状況について

【資産経営課】

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの。

◇報告書類

- (1) 平成29年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書
- (2) 平成30年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

報告第20号～報告第26号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第20号 専決処分の報告について

【契約課（市街地整備課）】

◇概要

平成28年9月定例会で議決された工事請負契約（平成29年6月定例会及び平成30年3月定例会で議決事項の一部変更有り）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 2, 219, 390, 876円」を
「3 契約の金額 2, 230, 042, 509円」に変更する。
(10, 651, 633円の増額)

◇変更理由

・インフレスライド条項の規定に基づく変更について

公共工事設計労務単価の引上げ及び国・県におけるインフレスライド条項適用の取扱いに準じ、宮崎市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更する必要が生じたため。

・交通誘導員の配置数量の変更について

安全管理工における現場周辺への交通誘導員について、他工区と調整を行った結果、本工事における配置数量を減じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成28年9月定例会 議案第112号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工1工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 2, 141, 267, 400円
- 4 契約の相手方 ピーエス三菱・山崎・戸敷特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更議案：1回目（平成29年6月定例会 議案第97号）

「3 契約の金額 2, 141, 267, 400円」を
「3 契約の金額 2, 183, 399, 049円」に変更する。
(42, 131, 649円の増額)

議決事項一部変更議案：2回目（平成30年3月定例会 議案第33号）

「3 契約の金額 2, 183, 399, 049円」を
「3 契約の金額 2, 219, 390, 876円」に変更する。
(35, 991, 827円の増額)

◇概要

平成29年9月定例会で議決された工事請負契約（平成30年3月定例会で議決事項の一部変更有り）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 295,736,377円」を
「3 契約の金額 298,033,839円」に変更する。
(2,297,462円の増額)

◇変更理由

・掘削土質の変更について

橋脚築造に伴う土砂等の掘削において、工事着手前の地質調査結果に基づく推定岩盤線と比較して部分的に2.0m程度高い位置で岩盤線が確認されたことから、掘削・運搬経費の一部を土砂から軟岩へと変更する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成29年9月定例会 議案第125号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工5工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 265,356,000円
- 4 契約の相手方 大和開発・矢野興業・岩永建設特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更議案：1回目（平成30年3月定例会 議案第34号）

「3 契約の金額 265,356,000円」を
「3 契約の金額 295,736,377円」に変更する。
(30,380,377円の増額)

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第22号～報告第26号 専決処分の報告について

<p>【報告第22号】 【健康支援課】 《事故の概要》 市の軽自動車相手方のブロック塀に接触し、ブロック塀の一部が破損した。 《事故発生日》 平成30年2月26日 《事故の場所》 宮崎市田代町 《損害賠償額》 損害に係る賠償 19,440円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%</p>
<p>【報告第23号】 【工業政策課】 《事故の概要》 市がせん定し集積していた木の枝が強風により飛ばされて相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年3月1日頃 《事故の場所》 宮崎市高岡町花見2142番地5 《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 26,000円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%</p>
<p>【報告第24号】 【社会福祉第二課】 《事故の概要》 市の職員が開けた市の軽自動車のドアが強風により相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年2月20日 《事故の場所》 宮崎市城ヶ崎3丁目3番4 迫田病院第2駐車場内 《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 98,924円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%</p>
<p>【報告第25号】 【医療介護連携課】 《事故の概要》 市の職員が開けた市の軽自動車のドアが強風により相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年1月29日 《事故の場所》 宮崎市橋通西1丁目1番1号 宮崎市役所本庁舎下 大淀川河川敷駐車場内 《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 74,617円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%</p>
<p>【報告第26号】 【教育委員会 企画総務課】 《事故の概要》 市立榎中学校の生徒が部活動中に打ったソフトボールが相手方の所有する太陽熱温水器に当たり、当該温水器の破損が生じた。 《事故発生日》 平成30年1月20日 《事故の場所》 宮崎市吉村町江田原 《損害賠償額》 損害に係る賠償 200,880円（市が相手方に対して） 《過失の割合》 市100%</p>